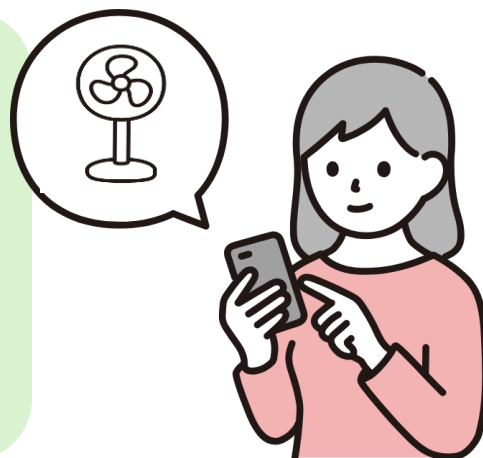


ネット通販利用時は、過剰な広告にご注意ください！

<事例>

ネットの広告で「大学と共同開発した。電源を入れた瞬間マイナス10度。2台で9,980円」などと宣伝しているサーキュレーターを、お得と思ってクレジットカードで購入した。商品が届いて使ってみたが、全く風が出ないし、おもちゃのようだった。返品先住所が伝票にあったので、「広告と全く違う商品だった」と手紙を書き返送したが、受け取り拒否されたと運送事業者から連絡があった。どうしたらよいか。(40代)



「電源を入れた瞬間マイナス10度」「この価格は今だけ」など、インターネットを使用中に出てくる広告を見て購入したら、粗悪品が送られてきた、という相談がよくあります。

このような被害にあわないためのポイントをお伝えします。

▶ 広告の言葉を信用しすぎない

過剰な効果や低価格のうたい文句を広告で見ても、信用しすぎないようにしましょう。「あと〇時間〇分で終了」などと購入を急かすような広告を出していても、実はいつもその価格で販売していた、という場合もあります。

▶ 広告の不自然な表示に注意する

日本語で表示されたサイトだとしても、商品の販売事業者は海外の事業者である場合があります、海外から商品が送付される可能性もあります。サイトに表示されている事業者の名称、電話番号など、不審な点がないかよく確認しましょう。

▶ クレジットカード会社に相談する

クレジットカード会社に、被害にあったと申し出ることで対応してもらえる場合があります。事業者のことや注文確認メール、連絡が取れないことなどよく説明し、相談するようにしましょう。

困った時は、長野市消費生活センター(026-224-5777)または
消費者ホットライン「188」へご相談ください。

(188は土日祝でも10:00~16:00の間はご相談できます。)